

沖縄漁業基金事業
漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業） 助成規程

令和 6 年 2 月 1 4 日
5 水漁第1370号水産庁長官承認

第1条 目的

本規程は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の2-7-(1)の(4)のイの(イ)のaの(c)のiの規定に基づき、漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）（以下「事業」という。）の適正な管理及び執行に資することを目的とする。

第2条 経費の管理

- 1 公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）は、事業に係る経費を他の経理と区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 2 融資機関は、助成対象事業の実施に伴う収入及び支出について、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 3 1項及び2項に係る帳簿及び関係証拠書類の保管期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

第3条 事業の内容

振興基金は、第3条の2「対象資金」を借入した助成対象者に対し、この漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）助成規程（以下「助成規程」という。）の定めるところにより、利子助成金を交付する。

1 助成対象者

- (1) 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下同じ。）
- (2) 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、(1)に該当する者の操業による漁獲物の取扱量又は取扱金額のいずれかが当該事業年度における漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の10%以上を占めている旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合
- (3) (1)又は(2)に定める者のほか、運用通知の第3の2-7-(1)の(5)に規定する検討委員会において、その漁獲量若しくは漁獲金額又は漁獲物の総取扱量若しくは総取扱金額について日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又

は漁業協同組合

2 対象資金

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に定めるものとする。

(1) 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、新たな漁場に適応するための設備等を導入するための設備資金

(2) 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

3 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 8千万円

(2) 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 1千万円

(3) 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 1億円

4 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1) 設備資金 償還終了までの期間又は貸付けの日から5年（漁船関係資金にあつては10年）のいずれか短い期間

(2) 運転資金 償還終了までの期間又は貸付けの日から1年のいずれか短い期間

5 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 設備資金 利子相当額又は年利率4%として算定した額のいずれか低い額

(2) 運転資金 利子相当額の1/2に相当する額又は年利率4.5%として算定した額の1/2に相当する額のいずれか低い額

【留意事項】

- 共同所有者等の施設等の更新についての借入は、それぞれの施設等の持分に比例させた割合とするか連帯債務での借入とする。
- 融資額が事業の融資枠を超える場合には、原則契約書を事業の範囲内融資分とそれ以外に区分する。

第4条 対象事業の実施等手続

1 対象事業の承認申請並びに交付申請

(1) 利子助成金の交付を受けようとする第3条の1の助成対象者（以下「借受者」という。）

は、以下に定める様式により、「漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）実施申請書（以下「申請書」という。）」を作成し、融資機関に提出するものとする。また、借受者は、融資機関が定める事務取扱に係る借入申込書の他、以下に定める書類の全てを併せて提出するものとする。

なお、複数の資金を借り受ける場合は、一括して承認を受けることとする。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）実施申請書 （様式申－１①・③）

事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状（様式申－１②・④）

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金の受入口座届（新規） （様式申－２①・②）

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金の受入口座届（変更） （様式申－２③・④）

※ 第３条の１に該当する助成対象者であることの証明する書類の写しを添付すること。

※ 必要に応じて念書（様式申－３）を提出。

【留意事項】

借受者は、受入口座届（新規）（様式申－２①又は②）を提出後、やむを得ず利子助成金の受入口座を変更する場合には、受入口座届（変更）（様式申－２③又は④）を記入し、前回提出した受入口座届の写しとともに提出すること。

（２）融資機関は、借受者が事業対象者として適格であることを確認の上、申請書等を取り纏め、（１）に挙げる必要書類を振興基金に提出するものとする。

（融資機関が借受者を適格と確認するための要件）

- ① 第３条の１の（１）、（２）及び（３）の助成対象者として確認を受けた漁業者又は漁業協同組合
- ② 少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、適正な事業運営が行われると融資機関が認めた者

２ 事業の承認と交付決定等

（１）事業の承認と交付決定の手続き

振興基金は、融資機関より受領した申請書等を確認するとともに１の（２）に規定する借受者の要件を確認し、第３条の３に定められた融資枠の範囲内で事業の承認・交付決定をし、融資機関経由にて速やかに借受者に承認並びに交付決定通知をする。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認及び交付決定書 （様式通－１）

（２）事業変更承認と変更交付決定の手続き

- ① 振興基金による事業の承認・交付決定後に申請書等の内容に変更があった場合、借受者は、速やかに「漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書」を作成し、融資機関を経由して振興基金に事業変更承認申請をしなければならない。ただし、振興基金は、やむを得ない事情があると判断できる場合以外、原則当該事業の変更承認申請を承認しないも

のとする。当初事業の内容変更のうち、事業に係る資金の貸付金利が、(1)で承認した金利を下回ったことによる利子助成の額の変更等は申請手続き不要とする。

- ② 振興基金は、この事業の変更実施申請を承認並びに交付決定した場合には、「漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）変更承認及び交付決定書」をもって融資機関を経由し、借受者に通知するものとする。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書 （様式変申－1）
漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）
変更承認及び交付決定書 （様式変通－1）

【留意事項】

- 借受者は、振興基金からの事業の承認並びに交付決定通知を受けたのち、融資機関との金銭消費貸借に係る契約書及び融資機関が発行する償還予定表等の写しを提出するものとする。

3 利子助成金の支払

(1) 利子助成金支払請求手続き（借受者・融資機関）

- ① 融資機関は借受者から受領した「事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状」に基づき、一年を「4・5・6月」を第1四半期、「7・8・9月」を第2四半期、「10・11・12月」を第3四半期、「1・2・3月」を第4四半期の四半期に区分けし、当該四半期に借入金の約定返済日が到来し、返済を受けた借入金に係る利子助成金の額の合計額について、「漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払請求一覧表（〇〇年度第〇四半期分）」に記入し、当該四半期最終月の翌月の10日までに（当日が非営業日の場合は翌営業日）振興基金に提出し、支払請求を行うこととする。ただし、第4四半期中に返済期日が到来する場合、振興基金が別途定める期日までに利子助成金支払請求するものとし、毎四半期ごと約定日に償還できなかった案件については、延滞の事実確認後速やかに「漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）延滞報告書」を提出するものとする。なお、振興基金が別途定める期日を過ぎて支払いの請求があったものについては、原則受け付けないこととする。
- ② 借入金の約定返済日に約定通りの返済ができずに延滞となり、融資機関が利子助成金支払請求を出来なかった場合で、次回の利子助成金支払請求日までに延滞が解消された場合については、借受者の次回約定返済分に係る利子助成金支払請求と併せて、延滞利息を含まない当初約定日までの約定利息について①により利子助成金支払請求を振興基金に行うものとする。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）
に係る利子助成金支払請求一覧表 （様式請－1）
漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）延滞報告書
（〇〇年度第〇四半期分） （様式報－1）

(2) 利子助成金支出手続き

- ① 振興基金は、(1)による利子助成金支払請求があった場合、利子助成金請求金額を確認の上、これを適切と認めるときは、速やかに融資機関経由の上、「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払決定通知書（〇〇年度第〇四半期分）」を借受者に通知するものとする。

また、融資機関に対しては、「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払決定通知一覧表（〇〇年度第〇四半期分）」を通知するものとする。

- ② 振興基金は、対策事業の適切な執行のために必要と認められる場合、利子助成金を直接借受者に支払うことができるものとする。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知書（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－2）

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知一覧表（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－3）

第5条 事業の利子助成金交付の中止、利子助成金の返還等

(1) 利子助成金交付の中止・終了等

- ① 振興基金は、以下のア～キまでに掲げる事項に該当すると認めるときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の交付について停止することができるものとする。

ア 対象資金について融資機関より全額繰上償還の請求が行われたとき

イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき

ウ 借入の対象となる事業の中止を確認したとき

エ 融資機関が借受者を適格と確認するための要件に該当しなくなった事実を確認したとき

オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む。）

カ 第4条の3の(1)に定める利子助成金の支払請求について、振興基金に対して2回連続して利子助成金の支払請求を行う要件が満たせなかったとき。

キ 第6条により、振興基金が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は借受者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき。

- ② 借受者は、以下のア～オまでに掲げる事項に該当するとき、すみやかに融資機関経由にて振興基金宛てに連絡すること（内容について振興基金にて事前確認を実施）。借受者は、振興基金からの結果報告をもって「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）終了報告書」を作成し、融資機関経由で振興基金へ報告しなければならない。

- ア 対象資金の全額繰上償還を行ったとき
- イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき
- ウ 借入の対象となる事業を中止したとき
- エ 第3条の1に該当しなくなったとき
- オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む）

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）終了報告書（様式終-1）

※ 対象資金について一部繰上償還を行った場合には、すみやかに下記の書類を作成し、融資機関経由にて振興基金に報告を行わなければならない。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）一部繰上償還報告書（様式繰-1）

(2) 利子助成金交付終了通知・利子助成金の返還請求

- ① 振興基金は、(1)の①の事実を認めた場合または②による事業終了報告を受けた場合、「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）終了通知書」により融資機関経由で借受者に通知するものとする。
- ② 振興基金は、次に掲げる事項に該当すると認めるとき、又はこの助成規程若しくはこの助成規程に基づく契約の条項に違反したことが明らかになった場合は、違反した事実が生じた日に遡り、利子助成金相当額を計算し、「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）終了通知書」により、既支払済利子助成金の返還を請求するものとする。
 - a 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載が行われたとき
 - b 融資機関から借り入れた対象資金をその貸付用途以外に使用したとき（既往債務の返済にあてた場合等を含む）

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）終了通知書（様式終-2）

第6条 報告の徴収等

- (1) 融資機関は、当該事業年度内に実施した本事業について「漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）実績報告書」により3月31日（当日が非営業日の場合は前営業日）までに報告するものとする。
- (2) 融資機関は、振興基金が融資機関の行った第3条の事業実施に係る事務に関し、報告を求めた場合又はその職員を派遣して、当該事務に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

<必要書類>

漁業経営安定対策事業（設整備等利子助成事業）実績報告書（様式報-2）